

「奈良県社会的養育推進計画」（案）に関する
ご意見の概要及び県の考え方

資料1-2

(意見募集期間：R元.12.13～R2.1.14、意見提出件数：7件／4人)

No.	頁数	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
1	13頁	児童家庭支援センター	市町村に配置し、十分な相談・援助機能が発揮できるようにすべき。	頂いたご意見を参考に、地域における児童、家庭の相談・援助を担う児童家庭支援センターの設置促進を図るとともに、市町村との相談・援助機能の充実に向けた検討を進めてまいります。
2	15頁	代替養育が望ましい潜在的な児童について	代替養育が望ましい潜在的な児童数の見込を一時保護を実施した児童数をベースに算出しているが、一時保護の実施基準が低く、過少な数字になっていると思われる。一時保護数は一時保護所のキャパ不足により制限されている。	代替養育数の見込は、一時保護中（施設等への委託を含む）及び在宅指導中の児童のうち、里親、施設での養育が必要と考えられる、いわゆる潜在的児童を含めて算出しています。また、代替養育数が見込みを上回った場合にも確実に対応できるよう、里親の確保、施設の体制確保に努めていきたいと考えております。
3	20頁	代替養育を必要とする子ども数	5年後の数値をほぼ横ばいと見ているが、増加すると考える。	今後の代替養育の潜在的な需要は現時点での見込みで算出していますが、児童人口の減少も考慮し、計画案の数値としています。代替養育数については、計画前期に検証を行い、必要に応じて見直しを行います。
4	21頁	「都道府県社会的養育推進計画策定要領」による見込み②	国の数値目標に配慮し、里親等委託率を40%としているが、実際は現在の20%程度が妥当である。	国の策定要領に基づいて算出した数値であり、本県の見込む里親等委託率は本県独自の考え方で算出し、34%としています。委託率については計画前期に検証を行い、必要に応じて見直しを行います。
5	26頁	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	施設形態は多様であることが望ましく、小規模化に偏重すると、マネジメント、特に労務管理に問題がある。	頂いたご意見も参考にし、今後施設と協議し、施設のあり方の検討を進めたいと考えております。
6	27頁	施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	「なお児童自立支援施設については国の動向を踏まえ、ケアニーズの非常に高い子どもへの対応等を検討していきます。」との内容の追加	頂いたご意見の内容を追加いたします。
7	28頁	一時保護改革に向けた取組	代替養育が必要な子どもは、一時保護所から里親等へ措置されることが必要であり、子どもへの支援、アセスメントも重要である。質の高い職員の確保が求められるが、人事体制、研修体制等が整っていない。	ご意見のとおり、一時保護所における子どもへの支援は重要であり、職員の専門性向上に向けた研修の強化を図ってまいります。